

研究開発用オフィス(IT・デジタルコンテンツ・医療・環境等) 外国・外資系企業のオフィス

1. 対象事業

対象分野	主な事業
知識創造型産業 (ソフトウェア・デジタルコンテンツの開発等)	情報通信技術、自動車及びロボット等に関する研究及びソフトウェア等開発 / デジタルコンテンツ及びデザインの制作 / ナノテクノロジーを活用した研究開発 / 各種機械の設計 等
健康・医療・福祉関連産業	医療機器、福祉機器、医薬品、保健機能食品等の研究開発 等
環境・エネルギー関連産業	太陽電池、水素エネルギー等のエネルギーに関する研究開発 / リサイクル関連技術、土壌、水等の浄化に関する研究開発 / バイオテクノロジーを活用した研究開発 等
外国・外資系企業 ^(※1)	【日本初進出の場合】日本国内で初めて行う事業 【二次進出の場合】他の交付対象分野及び金融業等 ^(※2) の研究開発または役務の提供 ※いずれの場合も金融業以外のB2C事業は対象外

(※1) 外国企業(外国の法令により設立された企業、外国に主たる事務所を有する企業等)及び外資系企業(国内企業のうち、発行済株式の総数または出資総額の割合の50% 超を外国企業等または外国人が保有する企業等)が対象。(※2) 法に定められた免許等を受けた銀行、保険会社、監査法人、証券会社等が対象。

要件^(※1)

基準

延床面積 **60㎡以上**
常用雇用 **3人以上**

大規模

延床面積 **200㎡以上**
常用雇用 **10人以上**

2. 主な要件・交付内容^(賃借型)

賃料への 交付金 ^(※2)	金額	年間賃借額の 1/4	年間賃借額の 1/4
	回数	1回	2回
	上限額	1,500万円 (㎡あたり4,000円/月)	5,000万円/回 (㎡あたり8,000円/月)



雇用への 交付金 ^(※3)	金額 (1人あたり)	対象者(1人1回)		
		福岡市民 ^(※5)	正社員 ^(※4) (基準) 50万円 ^(※6) (大規模) 100万円	その他の常用雇用者 15万円
		福岡市民以外	10万円	5万円
上限額		操業開始時の雇用者 (創業5年以内の場合: 最大3年間の雇用者 ^(※7)) (基準) 5,000万円 (大規模) 1億円		



日本初進出の外国・外資系企業の場合

設立費用 への交付金	金額	対象経費の 1/2
	対象経費 ^(※8)	市場調査、通訳、各種許認可の取得、登記等に要する経費、 拠点設立に係る従業員の採用に要する経費等 ※公租公課を除く。 (姉妹都市またはMOU(経済交流等に関する覚書)締結都市からの進出企業は、 渡航費 ^(※9) も対象)
	上限額	300万円

(※1) 要件は、操業開始時から満たしていることが必要 (※2) 賃料への交付金は、オフィスおよび研究開発設備機器の年間賃借額(消費税及び共益費は除く。)が対象 (※3) 雇用への交付金は、操業開始時に雇用が確認でき、その後1年以上の継続雇用が確認できた方が対象 (※4) 雇用期間の定めがなく、健康保険及び厚生年金に加入している常用雇用者 (※5) 福岡市民は、住民票等の提出書類で確認できた方が対象 (※6) 研究員(対象事業において、業務に関連する修士課程を修了した方)は**100万円** (※7) 地方拠点の分社化など、新規の創業と認められない場合は対象外。福岡創業または創業5年以内かつ福岡市へ本店登記を移転する事業者は、創業5年までの間で、最大3年間の雇用者(1年以上の継続雇用が確認できた方)を対象とし、各年増加した雇用者が対象(1人1回) (※8) 操業開始した日以前1年以内の経費が対象 (※9) 2名×2往復までの、航空等運賃が対象

